

## 障がい児の就学支援に関する方向性について（案）

平成 29 年 3 月 13 日調整／南丹市社会福祉課

## 1. 各機関の実施業務

※実施業務の内容(数値等)は平成 28 年度の内容。

## (1) 南丹市子育て支援課

## ① 家庭児童相談

平日、子育て支援課窓口・電話において、家庭や親子関係など 18 歳未満の子どもに関する悩みについて、家庭児童相談員が相談に応じる。

## ② こころの相談

毎週火曜日、主に子育てすこやかセンター窓口において、家庭や親子関係など 18 歳未満の子どもに関する悩みについて、臨床心理士が予約制で相談に応じる。

## ③ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（まかせて会員）を結ぶ会員組織。

おねがい 会 員	市内に在住または在勤している方で、生後 3 カ月以上小学校 6 年生以下の 子どもの保護者
まかせて 会 員	自宅で子どもを預かることが可能な方(要講習) 保育所などへの送迎が可能な方(要講習)
利用内容	放課後に子どもを預かってほしい・保育所に送迎をしてほしいなど
利用時間	午前 7 時～午後 8 時(12/29～翌年 1/3 除く)
利 用 料	平日 700 円/時・土日祝日 800 円/時・30 分未満の送迎 400 円/回

## ④ 養育支援訪問事業（平成 29 年度～）

養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援を実施。

対 象 者	18 歳未満の子どもがいる家庭で、妊娠や子育てに不安を抱え、継続的な支 援を要する家庭
利用内容	相談支援、家事・育児訪問支援
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時の 4 時間/日(日祝・12/29～翌年 1/3 除く)
利 用 料	700 円/時(平成 29 年度～)

## ⑤ 児童ショートステイ事業

家庭での養育が困難となった子どもを施設に一定期間入所させ、養育を行う。

対 象 者	保護者の疾病などで、家庭での養育が一時的に困難となった子ども	
実施期間	原則 7 日以内	
利 用 料	生活保護世帯	無料
	市民税非課税世帯	2 歳未満 1,100 円/日・2 歳以上 1,000 円/日
	その他の世帯	2 歳未満 5,350 円/日・2 歳以上 2,750 円/日

## ⑥児童トワイライトステイ事業

家庭での生活が困難となった子どもを施設に一定期間通所させ、生活の安定を図る。

対象者	保護者が仕事などで夜間や休日に不在となり、家庭での生活が困難となった子ども	
実施期間	おおむね6カ月以内(1日4時間程度)	
利用料	生活保護世帯	無料
	市民税非課税世帯	300円/日・休日350円/日
	その他の世帯	750円/日・休日1,350円/日

## ⑦要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等が情報や考え方を共有し、連携して対応する役割を担う。

要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

## (2)南丹市子育て発達支援センター

## ①発達相談

心理士が予約制で相談に応じ、発達検査などを行う。

実施場所	主に各保健福祉センター、一部発達支援センター・保育所・幼稚園
実施日	月10日程度(曜日不特定で午前・午後通じて)

## ②OT相談

作業療法士が予約制で相談に応じ、感覚統合療法・視知覚検査などを行う。

実施場所	主に発達支援センター、一部各保健福祉センター
実施日	月10日程度(曜日不特定で午前・午後通じて)

## ③言語相談

言語聴覚士が予約制で相談に応じ、言語発達遅滞検査などを行う。

実施場所	発達支援センター
実施日	月2日(原則火曜日で午前・午後通じて)

## ④発達クリニック

小児科医師が予約制で相談に応じる。

実施場所	発達支援センター
実施日	2カ月に1回(原則木曜日午後)

## ⑤発達支援クリニック

児童精神科医師が予約制で相談に応じる。

実施場所	発達支援センター
実施日	2カ月に1回(原則月曜日午後)

## ⑥乳幼児健診への派遣

専門職が乳幼児健診の場を訪問し、集団観察や個別の発達確認を通じて、保護者に助言や相談支援を行うとともに、今後の支援方法に関する協議を行う。

⑦保育所（幼稚園）巡回相談

専門職が保育所（幼稚園）を訪問し、集団観察や個別の発達確認を通じて、保育職員・教員等に助言や相談支援を行うとともに、今後の支援方法に関する協議を行う。

⑧児童発達支援事業

個別支援が必要な就学前の幼児を対象に、日常生活における基本動作の指導や知識技能の習得、集団生活に適応できるように支援を実施する。

⑨小集団親子教室

就学前の幼児とその保護者を対象にした教室を開催し、日常生活における基本動作の指導や知識技能の習得、集団生活に適応できるように支援を実施する。

⑩小・中学校訪問

専門職が小中学校を訪問し、集団観察や個別の発達確認を通じて、教員に助言や相談支援を行うとともに、今後の支援方法に関する協議を行う。

**(3)南丹市障害者基幹相談支援センター／南丹市社会福祉課**

①障害者基幹相談支援センター

福祉サービスや生活に関することなど、障がいのある方や家族・関係機関からの相談に応じて、必要な助言や福祉サービスの利用、専門機関の紹介などにつなげる。

②障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する障がい児に対して、サービスの決定または変更前、障がい児の心身の状況や置かれている環境、障がい児や保護者の意向などを考慮し、障害児支援利用計画の作成を行う。

対象者	障害児通所支援サービスの申請にかかる障がい児の保護者
負担額	無料

③児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などを行う。

対象者	集団または個別療育を行う必要がある主に未就学の障がい児で、下記に該当する障がい児など
	①乳幼児健診などで療育の必要があると認められた障がい児
	②保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練の必要があると認められた障がい児
負担額	利用料の1割(軽減措置あり)・生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料

④医療型児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などに加え、治療を行う。

対象者	肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能)があり、理学療法などの機能訓練または医療管理下での支援が必要な障がい児
負担額	利用料の1割(軽減措置あり)・生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料

## ⑤保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所や学校を訪問し、障がい児や保育職員・教員等に、集団生活への適応のための訓練や支援方法の指導などを行う。

対象者	保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園などに通う専門的な支援が必要な障がい児
負担額	利用料の1割(軽減措置あり)・生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料

## ⑥放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に、サービス提供事業所で放課後や夏休みなど長期休暇中、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進に向けた支援などを行う。

対象者	学校(幼稚園や大学を除く)に就学中で、授業の終了後や休業日に支援が必要な障がい児
負担額	利用料の1割(軽減措置あり)・生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料

## (4)南丹市立各小中学校／南丹市教育委員会学校教育課

## ①就学指導委員会 調査・相談部会

就学前の幼児や就学後の児童生徒の状況を保育所・幼稚園・小中学校・発達支援センター等と連携して把握し、就学についての協議や判定を行う。判定結果を当該保育所・幼稚園・小中学校に通知したうえで、必要に応じて保護者と面接し、当該幼児・児童生徒の就学についての指導や支援を行う。

## ②就学指導委員会 啓発・研修部会

教育・福祉関係者等を対象にした研修会を開催。

## ③就学指導委員会 教育相談事業

発達検査受検の同意を得られないなどの事情により、障がい実態の把握が困難な幼児・児童生徒の在籍所・園・校において、教育相談を実施。

## ④スクールソーシャルワーカー(京都府事業)

児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、福祉制度の利用相談も含めた生徒を取り巻く環境に働きかける専門職が配置されている。

配置場所	人数	配置時間	対応範囲
園部中学校	1人	週2回×8時間(原則水・木曜日/年間70日)	全域

## ⑤スクールカウンセラー(京都府事業)

児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、児童生徒の心のケアや教師・保護者に対して指導・助言を行う専門職が配置されている。

配置場所	人数	配置時間	対応範囲
園部小学校	1人	週1回×8時間(原則月曜日/年間35回)	園部
園部中学校	1人	週1回×8時間(原則木曜日/年間35回)	+12時間 園部
八木中学校	1人	週1回×6時間(原則木曜日/年間35回)	+28時間 八木
殿田中学校	1人	週1回×6時間(原則月曜日/年間35回)	日吉
美山中学校	1人	週1回×6時間(原則火曜日/年間35回)	+40時間 美山

## ⑥特別支援教育コーディネーター

特別支援教育を推進する中心的な役割を担い、障がい児に関する教育相談、家族や福祉・医療等関係機関との連携調整役となる教員がいる。

配置場所	人数	配置時間	対応範囲
各小中学校	1～2人	各小中学校の教員が担当	各校区

## ⑦不登校児童生徒への対応

スクールカウンセラーを中心に対応し、困難なケースは京都府総合教育センターの教育相談や京都府家庭支援総合センターの不登校相談などを活用。

## (5) 京都府立丹波支援学校

## ①たんば地域支援センター

圏域の保育所・幼稚園・小中学校・高校等に在籍する支援の必要な幼児・児童生徒が、地域で豊かな生活を送り、学習していくことを目的として、本人・保護者・学校等の関係者に対して、相談対応や研修支援を行う。

## ②入学前説明会・体験学習

新入・転入・内部進学を希望または予定している幼児・児童生徒や保護者を対象に、小学部・中学部・高等部・寄宿舎（高等部対象）の説明会や体験学習などを実施。入学・転学・進学決定後は、在籍学校への訪問や保護者との個別相談などを実施。

## ③修学支援

在校生や保護者を対象に、福祉利用・医療連携・通学・放課後や休日の過ごし方などについて、校内関係者や福祉機関等との関係者会議を持ち、課題解決にあたる。

## ④こころの相談

在校生を対象に、神経科校医による医療的側面からの助言を受ける場の設定や連絡調整などを行う。

## ⑤不登校児童生徒への対応

不登校または不登校傾向にある児童生徒や保護者に対して、就学保障に向けた支援や相談対応を行う。また、福祉機関等との関係者会議を持ち、課題解決にあたるほか、スクールカウンセラーの活用に向けた連絡調整などを行う。

## ⑥スクールバス

介助者同乗で計6台（市内停車3台）運行。車椅子配置場所等の確保によりほぼ満席。遠隔地で通学困難な児童生徒は寄宿舎も利用可能。寄宿生はバスを利用できない。

経路	バス停	登校	下校	往復	乗車
原公民館(美山町) ⇄学校	原公民館(美山町原)	7:50	16:15	64 km	20人
	下佐々江(日吉町佐々江)	7:56	16:09		
	下殿村(日吉町田原)	8:06	15:59		
	鍼灸大学前(日吉町保野田)	8:15	15:50		
	曾我谷口(園部町内林町)	8:32	15:33		
	淇陽学校前(園部町栄町)	8:42	15:23		
	学校(八木町柴山)	9:00	15:05		

経路	バス停	登校	下校	往復	乗車
桧山駅(京丹波町) ⇔学校(八木町)	動物病院前(園部町横田)	8:31	15:34	56 km	17 人
	園部駅前(園部町小山東町)	8:38	15:27		
	八木駅前(八木町八木)	8:52	15:13		
	学校(八木町柴山)	9:00	15:05		
亀岡市役所(亀岡市) ⇔学校(八木町)	西田(八木町西田)	8:49	15:16	29 km	27 人
	泉(八木町南広瀬)	8:54	15:11		
	学校(八木町柴山)	9:00	15:05		
広野(亀岡市)⇒学校(八木町)	～ダイヤ省略～			53 km	26 人
大葉台1丁目(亀岡市)⇒学校(八木町)	～ダイヤ省略～			42 km	27 人
南掛(亀岡市)⇒学校(八木町)	～ダイヤ省略～			55 km	22 人

## 2. 洗い出した課題

### (1) 保護者が責務を果たさない場合の対応

- ①子育て意識の不足などにより、保護者が子どもを養育しない。
- ②子育て意識の不足などにより、保護者が子どもに義務教育を受けさせない。
- ③子育て意識の不足などにより、保護者が子どもに必要な福祉サービスを受けさせない。

### (2) 保護者が責務を果たせない場合の対応

- ①経済的な事情などにより、保護者が子どもを養育できない。
- ②経済的な事情などにより、保護者が子どもに義務教育を受けさせられない。
- ③経済的な事情などにより、保護者が子どもに必要な福祉サービスを受けさせられない。

### (3) 学校生活に適応しにくい児童生徒の支援

- ①学校生活に適応しにくい児童生徒の社会参加の場として、保護者・教育機関・福祉機関において情報連携や役割分担等の検討が十分なされないまま、放課後等デイサービスを利用する場合がある。

### (4) 通学の支援

- ①支援学校のスクールバスにおいて、下記のような課題がある。
  - A) 自宅からバス停の間は保護者が送迎するルールとなっており、保護者が送迎できない時に児童生徒がやむを得ず休学する事例があった。
  - B) 保護者の出勤時間に間に合うよう、遠くのバス停まで送迎している場合がある。美山町では最南端(原区)までしかバスが来ない。
  - C) 自宅から寄宿舎の間は保護者が送迎するルールとなっており、寄宿生は週末の帰省時に乗車できない。

## (5) その他

- ①関係機関の実施業務・制度等に関する相互理解や連携が不足している。
- ②進学・就職時など、支援に必要な情報が関係機関の間で引き継がれない場合がある。
- ③一般校で支援学級に在籍していた人が、福祉の支援につながることなく就労後、職場でのトラブルや精神状態の悪化など、課題が深刻化してから福祉の支援にたどりつく。

## 3. 課題解決に向けた取り組み（継続検討中）

## (1) 連携の強化や役割分担の明確化などでカバーできる領域

- ①各機関がこの方向性を共有し、保護者に各機関同志の情報連携に了解を得るよう働きかけることで、各機関の実施業務・制度等に関する相互理解や日頃の連携を強化する。

【事業目的】各機関の業務範囲を共有→当事者への適切な案内と各機関の連携強化  
⇒課題(1)①②③・(2)①②③・(3)①・(5)①②への対策

【実施機関】市子育て支援課、各保育所・幼稚園、発達支援センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課、各障がい児福祉事業所、各小中学校・市学校教育課、市社会教育課、丹波支援学校

【実施時期】平成 年 月～

- ②各機関が各種制度等の実施機関や連絡先を把握するため、各機関共用の実施機関一覧表を作成し、保護者に各機関同志の情報連携に了解を得るよう働きかけることで、各機関の実施業務・制度等に関する相互理解や日頃の連携を強化する。

【事業目的】各機関の業務範囲を共有→当事者への適切な案内と各機関の連携強化  
⇒課題(1)①②③・(2)①②③・(3)①・(5)①②への対策

【実施機関】市子育て支援課、各保育所・幼稚園、発達支援センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課、各障がい児福祉事業所、各小中学校・市学校教育課、市社会教育課、丹波支援学校

【実施時期】平成 年 月～

- ③個別事案に関するケース会議等の調整機関（ケース会議呼びかけ機関）を、課題に応じて下記のとおり明確化する。

課題	調整機関
家庭生活・就学前	市子育て支援課、各保育所・幼稚園
障がい児福祉	基幹相談支援センター、市社会福祉課、各障がい児福祉事業所
通学・学校生活	各小中学校・市学校教育課、丹波支援学校

【事業目的】各機関の役割分担を明確化→迅速・適切なケース対応と各機関の連携強化  
⇒課題(1)①②③・(2)①②③・(3)①・(5)①②への対策

【実施機関】市子育て支援課、各保育所・幼稚園、発達支援センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課、各障がい児福祉事業所、各小中学校・市学校教育課、市社会教育課、丹波支援学校

【実施時期】平成 年 月～

④福祉部門（相談支援専門員・事業所支援員・行政専門職・行政職員）と教育部門（特別支援教育コーディネーター・行政職員）合同の懇談会を開催し、双方から課題を提出して協議する。

【事業目的】各機関の業務範囲を共有→各機関の連携強化  
各機関の課題を共有→事業検証・新たな課題の掘り起し  
⇒課題(1)①②③・(2)①②③・(3)①・(5)①②への対策

【実施機関】市子育て支援課、各保育所・幼稚園、発達支援センター、基幹相談支援センター、市社会福祉課、各障がい児福祉事業所、各小中学校・市学校教育課、市社会教育課、丹波支援学校

【実施時期】平成 年度～年間 回

### (2)新制度の創設や予算の拡充などがなければカバーできない領域

①丹波支援学校スクールバスの利便性向上を検討する。ただし、府の予算や業務人員・民間事業者の確保、他の支援学校在学生との公平性の確保などが課題であり、まずは他の取り組みを優先する。

【事業目的】丹波支援学校の在學生や保護者の負担を軽減し、通学しやすい環境を構築  
⇒課題(4)①への対策

【事業内容】南丹市案：美山町発着便の運行業務（ワゴン車）と介助者派遣業務（ガイドヘルパー）を美山町内の民間事業者に委託する。

既存の美山町発着便（バス）は日吉町内を発着点として、他の既存便も含めて、従来より利用者のニーズに沿った運行形態とする。

寄宿生についても、障がいや家庭の状況、自宅までの交通機関の充足度などに要件を定めて、要件を満たせばスクールバスへの乗車を認める。

【実施機関】京都府・京都府教育委員会・丹波支援学校・市社会福祉課

②障がい児の通学支援を図る新制度の創設を検討する。ただし、市の予算や業務人員の確保、障がいのない低学年の児童との公平性の確保などが課題であり、まずは他の取り組みを優先する。

【事業目的】障がい児や保護者の負担を軽減し、通学しやすい環境を構築  
⇒課題(4)①への対策

【事業内容】障がいや家庭の状況などに要件を定めて、要件を満たせば介助者（ガイドヘルパー）を派遣する。

【実施機関】市社会福祉課

③福祉・教育・医療・労働部門で当事者支援情報の共有化を検討する。ただし、当事者や保護者の合意形成、個人情報取り扱い、各部門における活用ルールの整備など、分野横断的な課題が多く、まずは他の取り組みを優先する。

【事業目的】関係機関の情報共有により、様々な場面で支援が必要な人を見逃すことなく、当事者への最適な支援が切れ目なく提供できる体制を構築  
⇒課題(1)①②③・(2)①②③・(3)①・(5)①②③への対策

【事業内容】支援ファイル・移行支援シートなどの情報ツールを各関係機関が共用

【実施機関】各関係機関